

入札説明書

調達内容等件名 広島市水道局高陽浄水場で使用する電気

公 告 日 令和6年12月19日
(広島市報調達号外754号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出
- 6 一般競争入札参加資格確認通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所等
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- 別紙1 令和5年度最大使用電力日における負荷曲線
別紙2 令和6年度最大使用電力日における負荷曲線
別紙3 使用予定電力量及び実績
別紙4 日別・時間別使用電力量の実績

- 別添 一般競争入札参加資格確認申請書
入札参加資格の確認に係る納税証明について
入札書（指定様式）
入札附属書
委任状
仕様書等に関する質問書（指定様式）
入札書等の提出について

1 契約者

広島市

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局高陽浄水場で使用する電気

予定使用電力量 2,196,568 kWh (1年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局高陽浄水場

広島市安佐北区落合南六丁目1番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和7年1月16日（木）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-0011 広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格確認申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ
(<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/>) の「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調
達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和7年度案件」（以下、同じ。）か
らダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付
する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和7年1月22日（水）までの市の休日を除く午前8時30分から
午後5時まで。

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵
便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 一般競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、
一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いた
ときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次
により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和7年1月29日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和7年1月16日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ア)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和7年1月29日（水）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和7年1月29日（水）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和7年1月〇〇日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(エ) 入札金額（参考 履行期間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額

(オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(キ) 割引料金（月額）

(ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

4 本入札書に記載する入札金額（参考 履行期間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。

ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 履行期間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和7年1月〇〇日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 履行期間（1年間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額（履行期間の予定総額（上段））及び当該合計金額の110分の100に相当する金額（履行期間の予定総額（下段）（入札書記載の入札金額））

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。
- 2 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 3 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

- (4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ、糊付け箇所に「メ」などを記入して封字し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和7年1月30日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記2）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをすすめる。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること（開札に立ち会わない場合で、入札回数に相応する入札書及び入札附属書が同封されていない場合は、相応する入札に参加していない扱いとする。）。（別添「入札書等の提出について」参照）

イ 入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「メ」などを記入して封字し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「令和7年1月30日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和7年1月30日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の入札書在中」と朱書し、親展により前記2（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記9(2)）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年広島市水道局規程第11号)第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること(外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。)

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があつた場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もつた1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価(当該金額に1円未満の端数を含むことができる。)で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額(以下「燃料費等調整額」という。)並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札金額に含まないものとして入札すること。

なお、燃料費等調整額については、契約書(案)のとおり、本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年1月30日（木） 午前10時30分

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、1名とする。）

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引により落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引により落札者を決定する。

なお、くじ引をしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引を行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。(広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号)

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日(最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日)に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書(案)のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」(以下「協定」という。)及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」(以下「改正協定」という。)の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書 (案)

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局高陽浄水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局高陽浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単 価	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和7年〇月〇〇日から令和8年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第4条 履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、

仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費等調整を行う場合は、その実施等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の20パーセント（ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うこ

とがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年〇月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上 裕之

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

職名 氏名

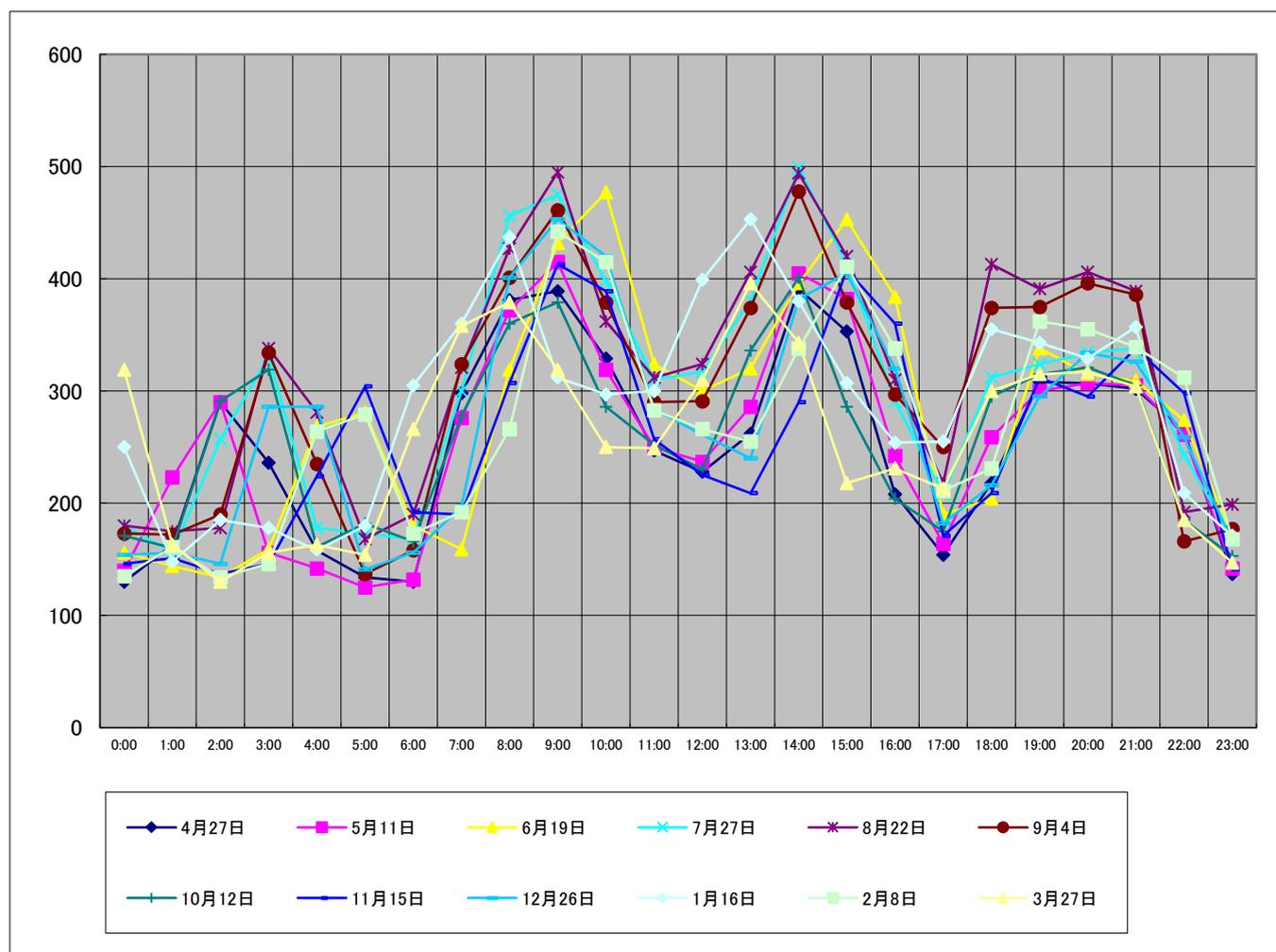
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号 広島市水道局高陽浄水場
受 電 設 備	高陽浄水場受変電所
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	6,000V (受電電圧 6,600V)
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	620kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	99%
予 定 使 用 電 力 量	2,196,568kWh/年
使 用 期 間	令和7年4月1日 0:00 ~ 令和8年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月1日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー：富士電機メーター株式会社 型 式：FP3E15-R (パルス2000pulse/kWh) (電子式精密電力計通信機能付)
需 給 地 点	場内の受電柱6kV配電線引込口の気中開閉器の電源側端子
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局高陽浄水場への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動力率調整 (中央監視盤による制御) を行っている。 ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、一般送配電事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。

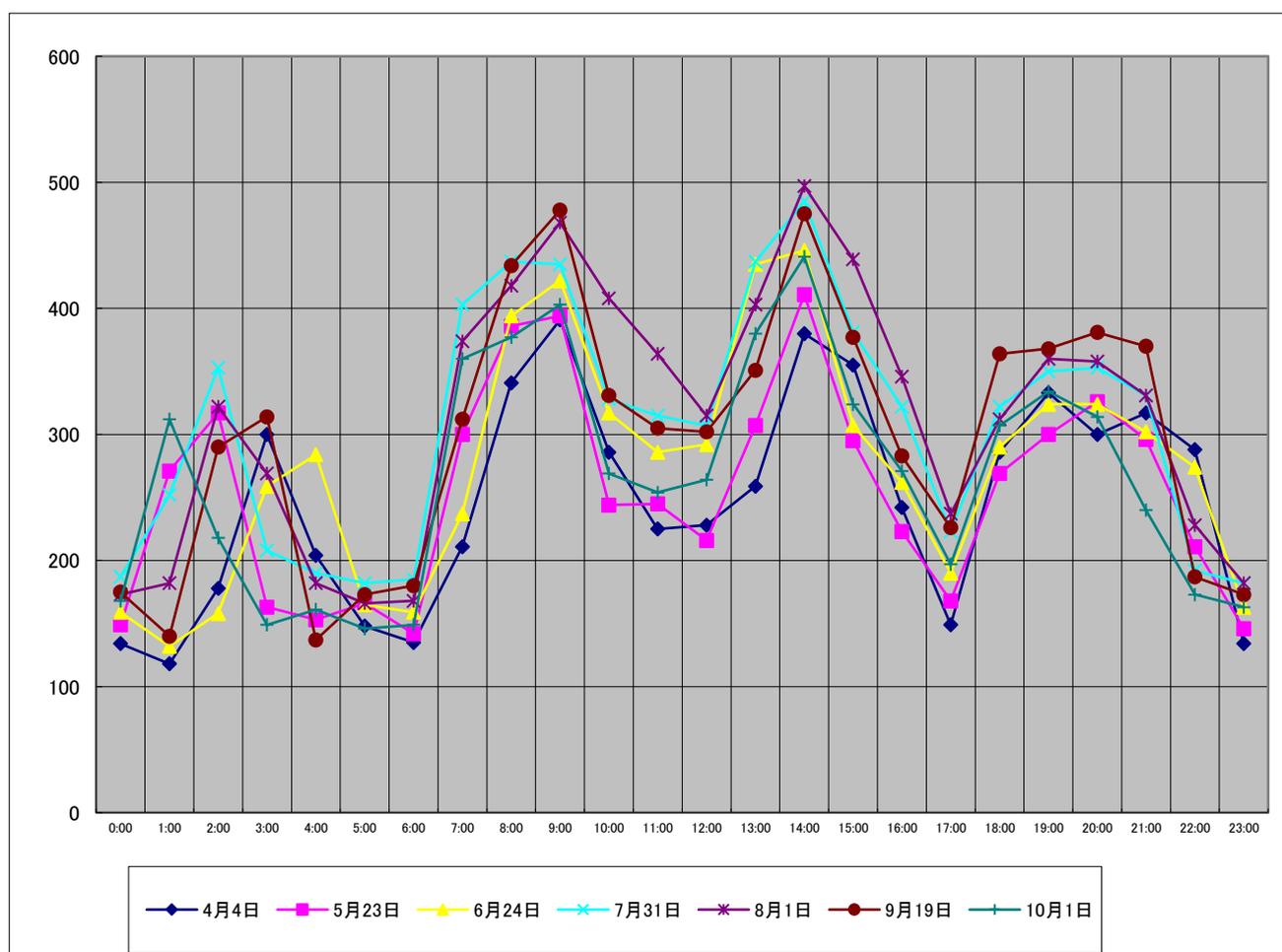
令和5年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

区分	4月27日	5月11日	6月19日	7月27日	8月22日	9月4日	10月12日	11月15日	12月26日	1月16日	2月8日	3月27日
0:00	130	140	156	180	180	173	171	146	154	250	135	319
1:00	163	223	144	156	175	172	160	151	156	148	161	163
2:00	290	290	134	257	178	190	291	137	146	185	134	130
3:00	236	156	159	331	338	334	319	146	286	178	146	156
4:00	158	142	268	178	281	235	161	224	286	158	264	163
5:00	134	125	281	173	168	137	182	304	141	180	279	154
6:00	130	132	180	168	190	158	166	192	156	305	173	266
7:00	298	276	159	300	321	324	278	190	197	360	192	358
8:00	381	372	319	456	427	401	360	307	401	437	266	379
9:00	389	415	432	475	495	461	379	413	453	312	442	319
10:00	329	319	477	398	362	379	286	389	420	297	415	250
11:00	247	250	324	310	312	290	252	257	284	300	283	249
12:00	228	237	300	317	324	291	230	225	261	399	266	310
13:00	262	286	320	381	406	374	336	209	240	453	255	396
14:00	391	405	396	499	494	478	401	290	382	380	338	343
15:00	353	382	453	413	420	379	286	408	405	307	411	218
16:00	208	242	384	291	310	297	204	360	320	254	338	231
17:00	154	164	190	208	218	250	175	171	182	255	211	213
18:00	218	259	204	312	413	374	295	209	216	355	231	300
19:00	308	300	338	324	391	375	315	312	295	343	362	315
20:00	307	307	315	334	406	396	321	295	334	329	355	317
21:00	302	305	309	338	389	386	305	338	326	357	339	304
22:00	264	261	274	243	192	166	185	298	259	209	312	185
23:00	137	142	170	168	199	177	153	141	166	171	168	147
合計	6,017	6,130	6,686	7,210	7,589	7,197	6,211	6,112	6,466	6,922	6,476	6,185



令和6年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月4日	5月23日	6月24日	7月31日	8月1日	9月19日	10月1日					
0:00	134	149	159	187	173	175	168					
1:00	118	271	132	252	182	140	312					
2:00	178	317	158	353	322	290	218					
3:00	300	163	259	208	269	314	149					
4:00	204	153	284	190	182	137	161					
5:00	148	166	165	182	166	173	146					
6:00	135	142	159	185	168	180	149					
7:00	211	300	237	403	374	312	360					
8:00	341	386	394	437	418	434	377					
9:00	391	394	422	435	468	478	403					
10:00	286	244	317	328	408	331	269					
11:00	225	245	286	315	364	305	254					
12:00	228	216	292	307	315	302	264					
13:00	259	307	435	437	403	351	380					
14:00	380	411	446	485	497	475	441					
15:00	355	295	307	381	439	377	324					
16:00	242	223	262	322	346	283	271					
17:00	149	168	190	223	237	226	197					
18:00	286	269	290	322	312	364	307					
19:00	333	300	324	350	360	368	334					
20:00	300	326	324	353	358	381	314					
21:00	317	296	302	331	331	370	240					
22:00	288	211	274	192	228	187	173					
23:00	134	146	163	182	182	173	163					
合計	5,942	6,098	6,581	7,360	7,502	7,126	6,374	0	0	0	0	0



使用予定電力量及び実績

1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

令和7年度	使用量見込 (kWh)	時間帯別累計																							
		0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	176,926	4,550	5,210	5,810	7,210	6,570	4,810	4,300	7,000	10,610	11,410	8,690	6,620	6,530	7,880	11,260	10,290	6,890	5,050	7,870	9,620	9,460	9,070	5,780	4,436
5月	181,551	4,670	5,350	5,960	7,390	6,740	4,940	4,410	7,180	10,890	11,710	8,920	6,790	6,700	8,090	11,560	10,560	7,070	5,180	8,070	9,870	9,710	9,310	5,930	4,551
6月	179,497	4,620	5,290	5,890	7,310	6,670	4,880	4,360	7,100	10,760	11,580	8,820	6,720	6,630	8,000	11,430	10,440	6,990	5,120	7,980	9,760	9,600	9,210	5,860	4,477
7月	189,646	5,480	6,140	7,690	7,220	5,440	4,750	5,100	9,020	11,190	11,580	8,410	7,530	7,570	9,970	11,670	9,250	7,230	6,090	9,190	9,830	9,750	8,880	5,390	5,276
8月	189,822	5,490	6,150	7,700	7,220	5,450	4,750	5,100	9,030	11,200	11,590	8,420	7,540	7,580	9,980	11,690	9,260	7,240	6,100	9,200	9,840	9,760	8,890	5,400	5,242
9月	178,754	5,170	5,790	7,250	6,800	5,130	4,480	4,800	8,510	10,550	10,920	7,930	7,100	7,130	9,400	11,000	8,720	6,820	5,740	8,660	9,270	9,190	8,370	5,080	4,944
10月	184,908	4,760	5,450	6,070	7,530	6,870	5,030	4,490	7,310	11,090	11,930	9,080	6,920	6,830	8,240	11,770	10,760	7,200	5,280	8,220	10,060	9,890	9,480	6,040	4,608
11月	178,647	4,600	5,260	5,860	7,280	6,630	4,860	4,340	7,070	10,710	11,520	8,770	6,680	6,590	7,960	11,370	10,390	6,960	5,100	7,940	9,720	9,550	9,160	5,840	4,487
12月	190,519	4,900	5,610	6,250	7,760	7,080	5,180	4,630	7,540	11,420	12,290	9,360	7,130	7,030	8,490	12,130	11,080	7,420	5,440	8,470	10,360	10,190	9,770	6,220	4,769
1月	189,484	4,880	5,580	6,220	7,720	7,040	5,150	4,610	7,500	11,360	12,220	9,310	7,090	6,990	8,440	12,060	11,020	7,380	5,410	8,430	10,300	10,130	9,720	6,190	4,734
2月	172,596	4,440	5,080	5,660	7,030	6,410	4,690	4,190	6,830	10,350	11,130	8,480	6,460	6,370	7,690	10,990	10,040	6,720	4,930	7,670	9,390	9,230	8,850	5,640	4,326
3月	184,218	4,740	5,430	6,050	7,500	6,840	5,010	4,480	7,290	11,050	11,880	9,050	6,890	6,800	8,210	11,730	10,720	7,180	5,260	8,190	10,020	9,850	9,450	6,020	4,578
合計	2,196,568	58,300	66,340	76,410	87,970	76,870	58,530	54,810	91,380	131,180	139,760	105,240	83,470	82,750	102,350	138,660	122,530	85,100	64,700	99,890	118,040	116,310	110,160	69,390	56,428

2 使用電力量及び最大需要量の実績

令和4年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	162,312	430
5月分	165,168	432
6月分	171,048	499
7月分	194,851	506
8月分	202,471	514
9月分	181,342	499
10月分	165,958	422
11月分	158,194	415
12月分	171,602	444
1月分	177,574	456
2月分	165,300	478
3月分	171,060	439
合計	2,086,880	

令和5年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	163,692	434
5月分	170,477	439
6月分	176,573	482
7月分	196,930	516
8月分	206,760	523
9月分	186,187	497
10月分	168,617	451
11月分	164,854	451
12月分	176,806	466
1月分	182,203	456
2月分	161,849	451
3月分	172,877	434
合計	2,127,825	

令和6年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	161,995	437
5月分	167,599	434
6月分	173,172	475
7月分	205,886	506
8月分	205,116	518
9月分	185,052	506
10月分	176,432	454
11月分	-	-
12月分	-	-
1月分	-	-
2月分	-	-
3月分	-	-
合計	1,275,252	

日別・時間別使用電力量の実績

別紙4

(単位：kWh)

令和6年8月

8月分	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)	7日(水)	8日(木)	9日(金)	10日(土)	11日(日)	12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)	16日(金)	17日(土)	18日(日)	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)	24日(土)	25日(日)	26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	総合計
00:00~01:00	173	166	173	223	178	187	182	183	161	170	264	190	185	204	326	257	189	163	175	165	176	202	182	300	172	171	151	187	153	163	160	5,931
01:00~02:00	182	192	206	348	278	216	170	189	175	209	332	226	180	334	286	350	202	235	197	216	235	170	252	146	178	182	176	156	142	149	132	6,641
02:00~03:00	322	180	319	197	302	324	226	240	271	341	201	307	274	240	173	274	314	348	326	322	338	188	360	175	317	300	211	175	216	271	264	8,316
03:00~04:00	269	324	250	173	173	240	341	343	320	218	183	247	321	177	175	201	327	180	223	185	221	364	238	166	235	243	309	240	314	293	312	7,805
04:00~05:00	182	290	192	187	185	178	199	243	177	178	175	185	178	173	168	190	201	161	168	146	173	286	211	137	163	160	214	317	185	151	135	5,888
05:00~06:00	166	171	153	149	144	163	166	201	180	168	146	146	141	156	168	214	180	161	163	158	177	178	204	170	151	140	149	202	168	151	153	5,137
06:00~07:00	168	168	166	175	178	173	168	188	168	158	173	185	192	171	223	237	190	142	168	149	180	201	178	245	159	182	163	170	154	173	166	5,511
07:00~08:00	374	360	329	345	360	312	290	340	322	341	319	322	322	372	365	365	290	259	346	327	356	353	350	288	213	338	295	254	256	201	197	9,761
08:00~09:00	418	444	369	358	410	321	430	442	444	372	312	340	410	398	425	434	346	331	432	427	410	420	408	333	208	377	444	430	392	396	321	12,102
09:00~10:00	468	475	382	377	480	310	460	451	451	379	336	351	461	444	444	428	331	336	502	434	456	449	283	231	316	418	454	468	422	411	317	12,525
10:00~11:00	408	382	281	249	334	185	339	329	353	254	202	228	384	324	295	268	218	238	336	312	338	329	379	141	209	293	348	362	281	288	207	9,094
11:00~12:00	364	319	216	209	302	168	293	326	341	226	153	144	293	283	305	303	171	175	319	269	308	319	459	164	178	259	297	288	254	278	163	8,146
12:00~13:00	315	319	223	233	319	180	280	312	295	226	188	187	322	295	302	285	177	168	312	266	304	302	413	264	175	269	291	274	259	264	168	8,187
13:00~14:00	403	410	367	365	490	314	310	416	401	340	292	276	388	454	444	440	264	288	396	317	353	432	295	307	271	369	297	324	233	262	266	10,784
14:00~15:00	497	492	379	353	477	336	494	499	506	377	312	322	461	446	482	468	344	336	384	432	471	447	305	259	334	411	464	442	341	429	327	12,627
15:00~16:00	439	447	252	244	394	211	435	350	377	288	224	285	420	296	339	283	256	199	312	346	415	312	292	187	242	333	415	384	422	401	206	10,006
16:00~17:00	346	329	257	238	338	180	312	305	252	235	187	183	293	278	252	290	154	154	264	293	276	285	334	154	185	286	266	247	267	223	158	7,821
17:00~18:00	237	242	178	170	209	176	254	235	213	204	165	153	182	247	271	274	192	192	235	223	221	226	372	180	163	199	243	197	175	183	176	6,587
18:00~19:00	312	302	326	324	365	314	295	312	269	348	348	307	324	341	362	367	336	348	365	326	304	326	326	348	307	377	343	237	242	245	290	9,936
19:00~20:00	360	368	363	351	377	334	360	339	343	344	346	348	341	341	360	382	312	319	331	346	336	391	324	307	332	384	350	331	310	292	314	10,636
20:00~21:00	358	331	326	314	333	340	387	360	348	326	324	312	319	333	365	386	343	341	360	357	356	368	248	324	326	374	389	336	307	327	329	10,547
21:00~22:00	331	326	264	305	339	348	357	338	324	269	336	346	298	245	262	355	303	333	293	305	352	319	160	274	295	329	386	317	331	317	245	9,602
22:00~23:00	228	199	190	199	197	197	240	209	209	189	192	214	182	173	201	207	156	154	151	183	214	216	178	146	166	197	212	175	173	129	154	5,830
23:00~24:00	182	171	163	161	170	183	221	206	195	168	158	165	161	185	226	216	182	173	166	184	182	204	346	166	153	158	175	176	159	171	170	5,696
合計	7,502	7,407	6,324	6,247	7,332	5,890	7,209	7,356	7,095	6,328	5,868	5,969	7,032	6,910	7,219	7,474	5,978	5,734	6,924	6,688	7,152	7,287	7,097	5,412	5,548	6,749	7,042	6,689	6,156	6,168	5,330	205,116

令和6年10月

10月分	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	19日(土)	20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	総合計	
00:00~01:00	168	166	132	149	147	180	154	166	136	130	141	113	127	144	149	158	156	141	225	151	140	149	122	120	137	134	148	129	142	154	134	4,542	
01:00~02:00	312	329	142	170	194	305	132	125	140	122	142	151	140	144	149	146	139	123	300	223	134	127	142	137	146	176	154	152	129	144	128	5,197	
02:00~03:00	218	209	144	199	293	197	201	160	146	252	144	151	136	166	125	137	214	153	163	295	247	135	149	144	115	302	283	225	233	110	144	5,790	
03:00~04:00	149	129	235	308	209	158	310	327	158	291	225	274	284	302	302	233	316	252	142	147	281	197	182	180	243	180	243	283	303	207	136	7,186	
04:00~05:00	161	168	300	187	146	144	180	206	288	127	310	242	242	204	238	293	156	283	146	137	137	288	300	295	302	125	124	156	141	290	236	6,552	
05:00~06:00	146	156	135	134	127	132	161	144	231	154	154	144	132	120	122	161	135	159	137	136	139	187	190	212	113	149	125	125	156	173	309	4,798	
06:00~07:00	149	127	141	147	147	142	163	163	122	129	129	113	127	130	139	163	153	149	147	116	142	132	120	124	142	142	110	147	125	135	149	166	4,288
07:00~08:00	360	363	204	285	221	266	250	233	216	255	250	190	151	165	243	216	262	218	295	208	220	170	185	180	220	202	134	264	211	189	153	6,979	
08:00~09:00	377	381	353	348	285	281	391	379	382	379	369	292	274	271	374	369	372	396	283	300	348	327	369	380	346	304	283	362	396	353	255	10,579	
09:00~10:00	403	380	391	389	310	281	415	416	405	403	387	274	288	303	420	440	422	406	264	276	394	410	389	415	389	276	303	387	393	398	355	11,382	
10:00~11:00	269	276	281	269	228	158	238	259	334	302	331	242	274	290	324	288	322	280	146	236	338	360	346	314	336	185	194	281	286	348	331	8,666	
11:00~12:00	254	249	235	230	122	134	261	252	257	260	254	142	124	115	245	238	257	269	116	139	288	257	259	216	213	149	139	268	247	250	163	6,602	
12:00~13:00	264	228	250	257	168	149	259	245	235	242	216	118	137	135	247	271	249	247	153	108	284	233	213	238	236	110	147	264	216	235	159	6,513	
13:00~14:00	380	291	269	425	173	281	384	266	278	293	286	153	139	156	257	297	269	315	221	163	276	261	250	225	300	130	117	324	269	250	163	7,861	
14:00~15:00	441	415	372	398	290	300	401	406	425	439	415	317	214	209	413	401	423	425	278	290	376	399	403	387	393	288	303	406	406	348	250	11,231	
15:00~16:00	324	343	362	267	288	226	288	381	329	377	353	278	307	300	398	370	396	256	243	264	416	400</											